

尾三消防組合議会議事録 令和2年第2回臨時会

| | | |
|---|---|---|
| 議 長 | 書記長 | 書 記 |
|  |  |  |

| | | | | |
|---------------------|------------------------------|-------------|-------------------|---------------|
| 招集場所 | 尾三消防本部庁舎3階議場 | | 書記長 | 廣 瀬 敏 文 |
| 会 期 | 自 令和2年11月30日 至 令和2年11月30日 | | 1日間 | |
| 出席議員数 | 議員定数 15名 | | | |
| 出席議員 | 1 番 議 員 | 加 藤 啓 二 | 2 番 議 員 | 門 原 武 志 |
| | 3 番 議 員 | 比 嘉 浩 二 | 4 番 議 員 | 加 藤 孝 久 |
| | 5 番 議 員 | 福 安 金 之 助 | 6 番 議 員 | 渡 邊 郁 夫 |
| | 7 番 議 員 | 一 色 美 智 子 | 8 番 議 員 | 近 藤 郁 子 |
| | 9 番 議 員 | ふ じ え 真 理 子 | 10 番 議 員 | 岡 崎 つ よ し |
| | 11 番 議 員 | な か じ ま 和 代 | 12 番 議 員 | 山 田 け ん た ろ う |
| | 13 番 議 員 | 大 橋 ゆ う す け | 14 番 議 員 | 山 根 み ち よ |
| | 15 番 議 員 | 武 田 治 敏 | | |
| 欠席議員 | なし | | | |
| 説明のために出席した者の職・氏名 | 管 理 者 | 井 俣 憲 治 | 副 管 理 者 | 小 野 田 賢 治 |
| | 副 管 理 者 | 小 浮 正 典 | 副 管 理 者 | 近 藤 裕 貴 |
| | 事 務 局 長 | 島 田 茂 樹 | 消 防 長 | 伊 豆 原 正 人 |
| | 次 長 兼 予 防 課 長 | 山 田 孝 明 | 次 長 兼 消 防 課 長 | 酒 井 雄 二 |
| | 次 長 兼 指 令 課 長 | 宮 家 美 博 | 次 長 兼 日 進 消 防 署 長 | 村 瀬 元 康 |
| | 会 計 管 理 者 | 近 藤 秀 美 | 総 務 課 長 | 近 藤 恒 明 |
| | 総 務 課 専 門 監 | 村 瀬 昭 二 | 特 別 消 防 隊 長 | 高 橋 雄 介 |
| 職務のため出席した総務課職員の職・氏名 | 総 務 課 主 幹 | 川 上 良 樹 | 総 務 課 課 長 補 佐 | 浅 井 紳 一 郎 |
| | 総 務 課 課 長 補 佐 | 高 村 篤 志 | | |
| 職務のため出席した者の職・氏名 | 書 記 長 | 廣 瀬 敏 文 | | |
| | 書 記 | 白 木 誠 | | |
| 会議録署名議員 | 13 番 議 員 | 大 橋 ゆ う す け | 14 番 議 員 | 山 根 み ち よ |

会議に付した議案及び審議結果

| 議案番号 | 議 案 名 | 結果 |
|----------|-----------------------------|------------|
| 議案第 11 号 | 尾三消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 | 原 案 可 決 |

令和2年第2回尾三消防組合議会臨時会議事録

下記議案議決のため、令和2年11月30日午後4時30分から第2回尾三消防組合議会臨時会が尾三消防本部庁舎3階議場に招集された。

議事日程

- 日程第1 議会運営委員会委員長報告
- 日程第2 管理者あいさつ
- 日程第3 会議録署名議員の指名
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 議案第11号
尾三消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 管理者あいさつ

出席議員（15名）

| | | | |
|----------|----------|----------|-----------|
| 1 番 議 員 | 加藤啓二議員 | 2 番 議 員 | 門原武志議員 |
| 3 番 議 員 | 比嘉浩二議員 | 4 番 議 員 | 加藤孝久議員 |
| 5 番 議 員 | 福安金之助議員 | 6 番 議 員 | 渡邊郁夫議員 |
| 7 番 議 員 | 一色美智子議員 | 8 番 議 員 | 近藤郁子議員 |
| 9 番 議 員 | ふじえ真理子議員 | 10 番 議 員 | 岡崎つよし議員 |
| 11 番 議 員 | なかじま和代議員 | 12 番 議 員 | 山田けんたろう議員 |
| 13 番 議 員 | 大橋ゆうすけ議員 | 14 番 議 員 | 山根みちよ議員 |
| 15 番 議 員 | 武田治敏議員 | | |

説明のために出席した者の職・氏名（14名）

| | | | |
|-----------|-------|-----------|--------|
| 管 理 者 | 井俣憲治君 | 副 管 理 者 | 小野田賢治君 |
| 副 管 理 者 | 小浮正典君 | 副 管 理 者 | 近藤裕貴君 |
| 事 務 局 長 | 島田茂樹君 | 消 防 長 | 伊豆原正人君 |
| 次長兼予防課長 | 山田孝明君 | 次長兼消防課長 | 酒井雄二君 |
| 次長兼指令課長 | 宮家美博君 | 次長兼日進消防署長 | 村瀬元康君 |
| 会 計 管 理 者 | 近藤秀美君 | 総 務 課 長 | 近藤恒明君 |
| 総務課専門監 | 村瀬昭二君 | 特別消防隊長 | 高橋雄介君 |

職務のために出席した総務課職員の職・氏名（3名）

| | |
|---------|--------|
| 総務課主幹 | 川上良樹君 |
| 総務課課長補佐 | 浅井紳一郎君 |
| 総務課課長補佐 | 高村篤志君 |

職務のため出席した者の職・氏名（2名）

| | |
|-------|-------|
| 書 記 長 | 廣瀬敏文君 |
| 書 記 | 白木 誠君 |

◎議長（武田治敏）

令和2年第2回尾三消防組合議会臨時会を開会するにあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、公私とも極めてご多用のところ、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

さて、本臨時会に提出されておりますのは、議案第11号の1議案であります。

議員の皆さま方には、提案されました議案を慎重にご審議いただきますよう、お願いを申し上げます。開会のごあいさつといたします。

よろしく申し上げます。

（午後4時30分開会）

◎議長（武田治敏）

現在の出席議員数は15名です。

よって、令和2年第2回尾三消防組合議会臨時会は成立しております。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しました日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

日程第1、議会運営委員会委員長報告。

議会運営委員会委員長、5番、福安金之助議員。

◇議会運営委員会委員長（福安金之助）

5番、福安金之助。

本日開催いたしました、議会運営委員会の審議の結果についてご報告いたします。

本委員会は、委員5名と管理者をはじめ、議長及び副議長、関係職員の出席の下、開催しました。

協議事項は、令和2年第2回尾三消防組合議会臨時会についてです。

会期は、本日、令和2年11月30日、1日とすること。また、会議録署名議員は、議長から指名することとし、議事日程のとおり、提出議案の説明、採決を行い、最後に管理者のあいさつをいただき、閉会とすることで、委員会は終了しました。

以上でございます。

◎議長（武田治敏）

ありがとうございました。

日程第2、管理者あいさつ。

井俣憲治管理者。

○管理者（井俣憲治）

開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに、令和2年第2回尾三消防組合議会臨時会を招集しましたところ、議員各位並びに関係諸氏には、公私とも何かとご多用の中をご参集賜り、心より御礼申し上げます。

さて、今回の臨時会におけます提出議案でございますが、人事院勧告に伴います条例改正の1議案でございます。どうか慎重にご審議を賜わりまして、原案どおり議決いただきますようお願い申し上げます。開会のごあいさつとさせていただきます。

よろしく願いいたします。

◎議長（武田治敏）

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、尾三消防組合議会の会議に関する規則第53条の規定により、議長から、13番大橋ゆうすけ議員、14番山根みちよ議員、以上、お二人を今回の会議録署名議員に指名します。

◎議長（武田治敏）

日程第4、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

◇各議員

異議なし。

◎議長（武田治敏）

異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定しました。

◎議長（武田治敏）

ここでお諮りをさせていただきます。

議事の都合により、会議時間を経過する恐れがありますので、本日の会議時間を延長することと決しましてご異議ございませんか。

◇各議員

異議なし。

◎議長（武田治敏）

異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間を延長することに決しました。

◎議 長（武田治敏）

日程第 5、議案第 11 号、尾三消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の説明を求めます。

近藤総務課長。

○総務課長（近藤恒明）

総務課長、近藤。

議案第 11 号、尾三消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを説明させていただきます。

この案を提出しますのは、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に準じ、職員の期末手当の支給割合について改正する必要があるものです。

地方公務員法では、職員の給与は国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与、その他の事情を考慮して定めなければならないと規定されております。当組合ではこの規定に基づきまして、原則、国家公務員の給与をベースに給与を決定することとしており、これまで人事院の勧告に基づく給与改定を実施してまいりました。本年におきましても、人事院勧告に基づき給与条例の改正を行うものでございます。

本年の人事院勧告は、月例給とボーナスが分けられる異例の勧告となりましたが、月例給については民間給与との較差が極めて小さく、月例給の改定は無く、期末、勤勉手当の支給月数を 0.05 月分引き下げ、4.45 月とするものであります。なお、民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映するものとされております。

それでは、議案に基づいて説明をさせていただきますので、1 枚おめくりください。

第 1 条は、令和 2 年度分として、公布の日から施行するもので、期末手当の支給割合を一般職員は 100 分の 130 から 100 分の 125 に、特定管理職員は 100 分の 110 から 100 分の 105 に改正するものであります。

第 2 条は、令和 3 年 4 月 1 日から施行するもので、第 1 条で、令和 2 年度分について、期末手当の 0.05 月分の引き下げを 12 月に年間の減額分を反映した改正で行いますので、令和 3 年度以降は、6 月、12 月ともに一般職員は 100 分の 127.5 に、特定管理職員は 100 分の 107.5 となるように改正するものであります。

なお、この第 1 条の改正による影響額は、人事院の発表による国家公務員行政職俸給表（一）の平均年間給与、マイナス 21,000 円に対しまして、当組合の職員平均は、マイナス 18,966 円となります。

また、この改正によります人件費の余剰額 633 万 5 千円については 12 月定例会で減額補正させていただく予定であります。

以上で、議案の説明を終わります。

◎議長（武田治敏）

ありがとうございました。

議案第 11 号につきましては、質疑の通告がございませんでしたので、これより討論に入ります。

議案第 11 号に対する反対討論の発言を許します。

2 番、門原武志議員。

◇門原武志議員

2 番、門原武志。

それでは、ただ今議題になっております、議案第 11 号、尾三消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対し、反対の立場から討論いたします。

本案は、新型コロナウイルス感染症拡大により経済状況が悪化するもと、政府が行った自粛要請と不十分な補償によって引き下げられた民間労働者の賃金に合わせて、国家公務員の期末手当を引き下げる国家公務員一般職給与法に合わせ、職員の期末手当を引き下げるものです。

言うまでもなく、新型コロナウイルス感染症の拡大状況に関わらず、消防・救急業務を止めるわけにはいきません。この給与引き下げは、通常の消防・救急業務に加え、新型コロナウイルスへの対応など感染症拡大防止の最前線に立ち、地域住民の生命を守るために奮闘する職員に冷や水を浴びせるものです。

本案のもとである人事院勧告は、政府の責任やコロナの影響を一切考慮せず、民間準拠だけを理由に期末手当を引き下げる内容です。これは公務員の労働基本権制約に対する代償措置としての人事院勧告の役割を無視したもので許せません。本案は職員の生活給を保障せず、一方的に年収減を押し付けるもので反対です。

また、地方公務員の給与引き下げの影響は、民間事業者にも波及して、コロナによって冷え込んでいる経済に対し、国民の消費をいっそう冷え込ませ、負のスパイラルを生み出します。内需拡大には全労働者の賃上げこそ必要であり、消費冷え込みに追い打ちをかける給与引き下げには反対です。

最後に、定員管理の柔軟な運用で、住民の生命を守るために必要な職員を確保するよう求め、討論を終わります。

◎議長（武田治敏）

次に、賛成討論の発言を許します。

6 番、渡邊郁夫議員。

◇渡邊郁夫議員

6 番、渡邊郁夫。

議案第 11 号に対し、賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、本年の人事院勧告は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、例年よりも遅れての勧告でありました。さらに、ボーナスと月例給を 2 回に分けて報

告があったことは、異例ともいえる状況であったと思います。

人事院勧告は言うまでもなく、公務員の労働基本権を制約していることへの代替え措置として、職員に対して適正な給与を確保する機能であります。公務員の給与は市場原理による決定が困難であるため、その時々々の経済雇用情勢を反映して決定される民間給与に準拠して決められるとの原則があります。

本年の場合はコロナ禍にある民間の厳しい雇用情勢、経営状況を、テレビやネット上のニュース、新聞記事で知るところであります。人事院勧告においてはこうした状況を踏まえ、約 12,000 の事業所別調査や 43 万人の従業員別調査からなる民間の給与調査をした上で、4 月分の国家公務員給与とラスパイレス方式で比較し、決定されたもので、その内容は、期末・勤勉手当が 10 年ぶりのマイナス、月例給は据え置きでしたが、妥当な勧告内容であると判断いたします。

このような判断に基づき、本条例の改正は、従前より人事院勧告に準拠して改正されていた経緯、及び、構成市町も一斉に人事院勧告の内容に沿って改正が実施されましたので、本条例改正に、賛成の立場から討論させていただきました。

以上です。

◎議長（武田治敏）

これをもって、討論を終結します。

これより、採決をいたします。議案第 11 号、尾三消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

○各議員（起立多数）

◎議長（武田治敏）

起立多数であります。

よって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

◎議長（武田治敏）

これを持ちまして、臨時会に付されました議案の審議は全て終了いたしました。お諮りします。

今議会において議決されました、議案の条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

◇各議員

（異議なしの声）

◎議 長（武田治敏）

異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに決定しました。

◎議 長（武田治敏）

日程第6、管理者あいさつ。

井俣憲治管理者。

○管理者（井俣憲治）

閉会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

先ほどは、上程いたしました議案につきまして、慎重にご審議を賜り、適切なご結論を導きいただきまして、厚くお礼申し上げます。今後もより一層のご指導を賜りますようお願い申し上げます。

終りになりますが、これから寒さも一段と厳しさを増してまいります。

議員の皆さまにおかれましては、健康管理にご留意いただき、ますますご活躍されますようご期待申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

◎議 長（武田治敏）

閉会にあたり、私からもごあいさつを申し上げます。

先ほどは、臨時会に提出されました議案を慎重にご審議いただき、適切な議決をされましたことに対しまして、厚くお礼申し上げます。

井俣管理者をはじめ、当局の皆さまには、議決しました議案の適切な執行をお願いします。

朝夕の冷え込みが厳しくなって参りました。議員各位におかれましては、議員活動などご多用とは存じますが、くれぐれもご自愛をいただき、消防行政推進にご尽力をいただきますことをお願い申し上げます。閉会のごあいさつとさせていただきます。

◎議 長（武田治敏）

これをもちまして、令和2年第2回尾三消防組合議会臨時会を閉会いたします。

本日は、大変ありがとうございました。

（午後4時46分 閉会）

上記議事録が正確であることを署名する。

令和2年11月30日

議 長

武田 治敏

議事録署名者

大橋 ゆきすけ

議事録署名者

山根 みちよ